

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光電話サービス契約約款 <u>2024年10月1日</u> 株式会社 STNet	光電話サービス契約約款 <u>2024年10月31日</u> 株式会社 STNet	

光電話サービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
第 1 1 章 雑 則 （相互接続番号案内） 第 6 1 条 光電話サービス契約者は、その光電話サービス契約者に係る契約者回線等から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 （注）「別に定める協定事業者」は<u>西日本電信電話株式会社</u>とします。 附 則	第 1 1 章 雑 則 （相互接続番号案内） 第 6 1 条 光電話サービス契約者は、その光電話サービス契約者に係る契約者回線等から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 （注）「別に定める協定事業者」は<u>アルティウスリンク株式会社</u>とします。 附 則 <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正約款は、2 0 2 4 年 1 0 月 3 1 日から実施します。</u>	